

個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則（案）の意見募集について【概要】

1. 改正の趣旨

今般、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、以下のとおり、公示送達についても所要の改正が行われた（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 56 号）による改正後の法（以下「新法」という。）第 163 条第 2 項）。

現行の法第 163 条第 2 項は、公示送達について、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨（以下「公示事項」という。）を個人情報保護委員会の掲示場に掲示することにより行うと定めている。一方で、新法第 163 条第 2 項は、公示送達を、個人情報保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が公示事項を閲覧することができる状態に置くとともに、これと併せて、公示事項を記載した書面を個人情報保護委員会の掲示場に掲示し、又は当該事項を個人情報保護委員会の事務所に設置した電子計算機を利用して閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うことを定めたものである。

これは、今日、情報通信技術の進展とインターネットの普及により、行政分野においてもインターネットを利用した情報の公開や伝達が簡便に行われるようになってきているところ、公示送達についても、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。以下「改正民訴法」という。）やデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「デジタル規制改革推進一括法」という。）によりインターネットを用いた方法が導入されてきていることを踏まえ、これらと同様に、法の公示送達制度も合理化するため、インターネットを用いた方法を導入することとしたものである。

その上で、新法第 163 条第 2 項の委任を受けた個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）では、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法として「個人情報保護委員会規則で定める方法」を定める必要があるため、施行規則の一部等を改正するものである。

2. 改正の対象となる規則

- ・ 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）

3. 改正の概要

(1) 施行規則第 69 条の改正について

新法第 163 条第 2 項が定める、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く、「個人情報保護委員会規則で定める方法」は、デジタル規制改革推進一括法及び改正民訴法等に基づき制定された各主務省令等で規定されている公示送達の方法を踏まえて、以下の内容を含む方法とする。

- 個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と閲覧者の使用に係る電子計算機（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するもの
 - ① 個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を閲覧者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
 - ② インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

なお、上記公示送達の方法について定める施行規則の条文の見出しは、他法令も踏まえて、「(公示送達の方法)」とする予定であるところ、現行の施行規則（以下「現行施行規則」という。）第 69 条の見出しも「(公示送達の方法)」となっている。この点、今般新たに施行規則で定める不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法の内容は、現行施行規則第 69 条の内容を代替又は排斥するものではない。したがって、現行施行規則第 69 条の内容についても、改正後の施行規則（第 69 条第 2 項）において規定することとする。

また、他法令等も踏まえて、改正後の施行規則第 69 条における「電子計算機」には「入出力装置」を含むことを明示する。

(2) その他の改正について

現行施行規則には、「電子計算機」という語が用いられている条文が複数存在しているところ、上記（１）のとおり施行規則第 69 条を改正し、同条の「電子計算機」には「入出力装置」を含むことを明示することに伴い、「電子計算機」に「入出力装置」を含むこととしている個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 23 条第 2 号の規定も踏まえて、「電子計算機」に「入出力装置」を含めるべき他の条文についても、その旨を明示する改正を行う。また、この施行規則改正の内容と整合性を図るために、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）第 3 条第 3 項についても、同様に、改正する。

4. 今後の予定

- ・ 令和8年10月下旬～11月中下旬 意見募集
- ・ 令和9年1月中旬 公布・施行（予定）

以上

【参照条文】

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（改正後）

（公示送達）

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認め
るべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁
に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を個人情報
保護委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置
くとともに、その旨が記載された書面を委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を委員会の
事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に
置く措置をとることにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、
その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、六週間とす
る。

○個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）

（開示請求書に記載することができる事項）

第二十三条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法（文書又は
図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として行政機
関等が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第八
十七条第一項の規定により行政機関等が定める方法をいう。以下同じ。）について、次に
掲げる事項を記載することができる。

- 一 （略）
- 二 事務所における開示（保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの送付の方
法（以下単に「写しの送付の方法」という。）及び電子情報処理組織（行政機関等の使
用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける
者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次
条第一項第四号において同じ。）を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有
個人情報の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、事務所における
開示の実施を希望する日
- 三 （略）

○個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）
（個人情報保護委員会への報告）

第八条 （略）

2 （略）

3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）

二 （略）

（第三者提供に係る事前の通知等）

第十一条 （略）

2 法第二十七条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二 （略）

3、4 （略）

（個人情報保護委員会への報告）

第四十四条 （略）

2 （略）

3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式第六による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。

（公示送達の方法）（現行）

第六十九条 個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

(条例を定めたときの届出)

第七十条 法第百六十七条第一項の規定による届出は、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第十五による届出書を提出する方法）により行うものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）

(個人情報保護委員会への報告)

第三条 (略)

一～九 (略)

2 (略)

3 法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては別記様式による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）により行うものとする。

○民事訴訟規則（平成八年十二月十七日最高裁判所規則第五号）

(公示送達の方法・法第百十一条)

第四十六条 法第百十一条（公示送達の方法）の最高裁判所規則で定める方法は、裁判所の使用に係る電子計算機と同条各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一 ファイルに記録された法第百十一条各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

2 裁判所書記官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、裁判所書記官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。